

令和4年度

春の全国交通安全運動

神奈川県実施要綱

期 間

- 1 令和4年4月6日（水）～4月15日（金）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（日）

目 的

すべての県民を交通事故から守るために、県民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

安全は 心と時間の ゆとりから
新入学児童・園児を交通事故から守ろう

重 点

- 1 子どもを始めとする歩行者の安全確保
- 2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
- 3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保
- 4 二輪車の交通事故防止



藤沢市交通安全ポスターコンクール入賞作品
藤沢市立滝の沢小学校 3年（入賞当時）中村 将人さん
主唱：神奈川県交通安全対策協議会

● 運動の重点

1 子どもを始めとする歩行者の安全確保

- 道路を横断するときは、横断歩道等を利用し手を上げる等、横断する意思を車の運転者に明確に伝え、安全を確認し横断するように呼びかけましょう。
- 幼児・児童とその保護者に対する入園・入学時期を控えた交通安全啓発・教育を促進しましょう。
- 通園・通学時間帯等における通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等での幼児・児童に対する交通安全指導、保護・誘導活動を徹底しましょう。
- 広報啓発活動等を通じた高齢者自身による身体機能の変化の的確な認識とこれに基づく安全行動を促進しましょう。
- 街頭での高齢歩行者・電動車いす利用者・高齢自転車利用者に対する交通安全指導、保護・誘導活動を促進しましょう。
- 夕暮れ時と夜間における歩行中・自転車乗用中の反射材の着用を促進しましょう。
- 参加・体験・実践型の交通安全教育等の推進による交通ルール・マナーの理解向上と安全行動を促進しましょう。
- ゾーン30プラスの整備を始めとする生活道路の安全確保及び通学路の歩行者・自転車の安全な通行を確保するための交通安全総点検と、通行車両の運転者に注意喚起を促すための広報啓発を促進しましょう。

2 歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上

- 横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど歩行者保護の交通ルールの遵守と思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼びかけをしましょう。
- 運転免許証の自主返納制度、安全運転相談窓口について周知を徹底しましょう。
- 地域全体で、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発に努めましょう。
- 自動車に乗車するときは、後部座席を含めた全ての座席のシートベルトやチャイルドシートの着用の「ひとこえ」を掛けあいましょう。
- 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性を周知しましょう。
- 「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちが、一瞬かかって償えない悲惨な事故につながるため、飲酒運転は絶対にやめましょう。
- 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。
- 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、また誘発しないために、「思いやり」と「譲り合い」の気持ちを持った運転を促進しましょう。

3 自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保

- 加害者にも被害者にもならないために、交通ルールとマナーを守って、自転車を安全に利用しましょう。
- 自転車の点検整備を励行し、自転車安全利用五則を守るとともに、乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 幼児用座席に子どもを乗車させる際のシートベルトの着用と、転倒防止のための利用方法について危険性を周知し、安全利用を呼びかけましょう。
- 万一の事故に備えて、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

4 二輪車の交通事故防止

- 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。
- 二輪車による無理な追い越し、乗用中の携帯電話使用や周囲の声や音が聞こえない状態でイヤホン等を使用するなどの危険な運転は止め、安全運転に努めましょう。
- 悪天候時には、二輪車の利用を控えるようにしましょう。
- 四輪車の運転者も、二輪車は車体が小さく遠くを走行しているように感じるなどの、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。

● 運動の進め方

☆ 神奈川県交通安全対策協議会構成機関・団体が共通して推進する事項

- 「運動の重点」と「重点の取り組み方」に基づき、今後の新型コロナウイルス感染症等の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせてキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、県民の交通安全意識の高揚を図ります。
交通事故死ゼロを目指す日
交通安全に対する国民の意識を高めるため、平成20年に国民運動として「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、4月10日と9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」とされており、
- 各種会議、行事を通じてこの運動の趣旨を積極的に周知するとともに広報紙（誌）を発行するときは、努めて交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

☆ 交通安全協会など交通関係団体及び地域関係団体の推進する事項

- キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、「交通安全ひとこえ運動」を推進します。

☆ 教育機関・団体の推進する事項

- スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための交通安全総点検を推進します。
- 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導を充実します。
- 二輪車・自転車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

☆ 道路管理者・鉄道事業者等の推進する事項

- 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 警察の推進する事項

- 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

☆ 県・市・区・町・村の推進する事項

- 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サポート車（略称：サポカー）の普及啓発等を図ります。

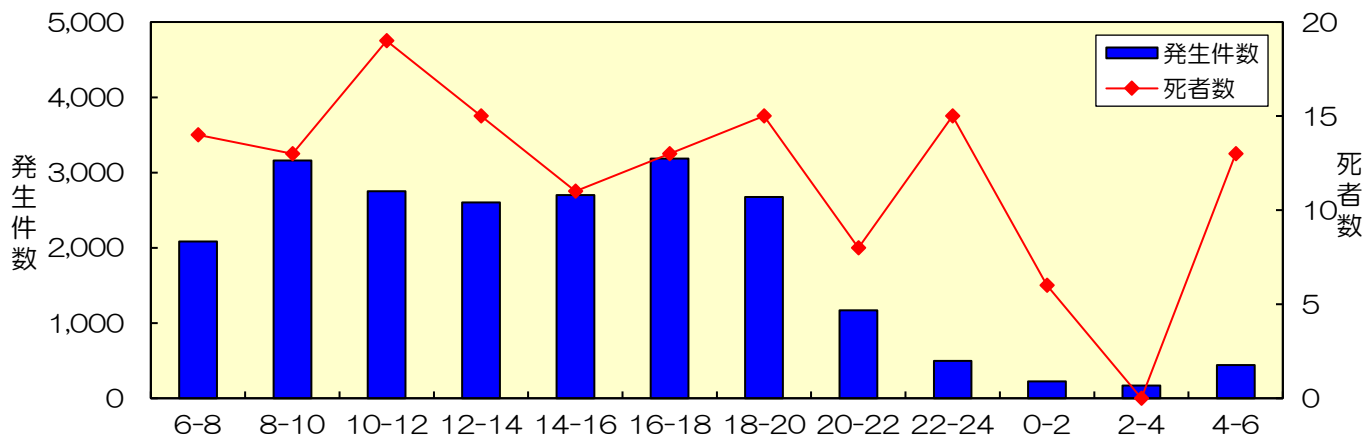
☆ 重点の取り組み方

	子どもを始めとする歩行者の安全確保	歩行者保護や飲酒運転根絶等の安全運転意識の向上
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等を横断する際、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、自らの安全を守るための行動について家族で話し合しましょう。 ○ 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。 ○ 出かける際は、道路横断時のルールなど交通事故に遭わないよう、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ○ 歩行中の事故を防ぐため、子どもや高齢者の行動特性について話し合しましょう。 ○ 歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等において歩行者保護は交通ルールであることを家族で話し合しましょう。 ○ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、安全運転相談や運転免許自主返納について話し合しましょう。 ○ 運転をしながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合しましょう。 ○ シートベルトやチャイルドシート着用の必要性和効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。 ○ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。 ○ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について社内広報紙（誌）などを通じて呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職場の朝礼や研修会などで、横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底についての安全運転の指導を行いましょう。 ○ 職場内に飲酒運転根絶に関するポスター等を掲示し飲酒運転根絶気運を醸成しましょう。 ○ 事業主・安全運転管理者等が中心となって飲酒運転又は飲酒運転を助長することがない職場環境をつくりましょう。 ○ 点呼時におけるアルコール検知器の使用促進や業務に使用する自動車の使用者等の業務に関する指導を徹底しましょう。
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょう。 ○ 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。 ○ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合しましょう。 ○ 夜間の外出時には、「明るい服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上についての意識を高めましょう。 ○ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで、高齢者の交通安全について話し合しましょう。 ○ シートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため自治会、町内会、PTAなど各種団体・組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。 ○ 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の追放を呼びかけるなど飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。
運転者など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 横断歩道等では、子どもや高齢者をはじめ、歩行者等の優先を徹底しましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど、自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯するようにしましょう。 ○ 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者を守るため、横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど思いやりのある運転を心がけましょう。 ○ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。 ○ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯するようにしましょう。 ○ 夜間は、道路の状況に応じてハイビームを活用しましょう。 ○ シートベルト着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。 ○ 「飲酒運転は絶対にしない・させない」を徹底しましょう。 ○ 「自動車で飲食店に来て飲酒する場合、仲間同士や飲食店の協力を得て、飲まない人を決め、その人は飲まず、仲間を安全に自宅まで送る」ハンドルキーパー運動を実践しましょう。 ○ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）をしない、また誘発しないために、「思いやり」と「譲り合い」の気持ちを持って運転しましょう。
	自転車の交通ルール遵守の徹底と安全確保	二輪車の交通事故防止
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組み、交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合しましょう。 ○ 子どもや高齢者が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させましょう。 ○ 幼児用座席に子どもを乗せるときは、ヘルメットだけでなくシートベルトを着用させましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無謀運転をしないことを家族で話し合しましょう。 ○ ヘルメットの正しい着用、プロテクターやエアバッグジャケットの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。 ○ 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社内の広報媒体等を活用して自転車安全利用五則を紹介するなど自転車安全利用の意識を高めましょう。 ○ 自転車通勤者等に対する安全利用の推進に努めましょう。 ○ 業務で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤も含め二輪車利用のある職場では、関係機関・団体と連携し、二輪車安全講習などを開催し、通勤時の交通事故が多いなどの二輪車の事故実態を周知させ、ヘルメットの正しい着用など従業員への安全運転の指導を行いましょう。 ○ 二輪車の特性を理解させ、点検整備の励行を指導しましょう。 ○ 悪天候時には、二輪車の利用を抑制しましょう。
学校・地域では	<ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼、ホームルーム、職員会議等の場を活用した交通安全教育を推進しましょう。 ○ 関係機関・団体と連携を密にして、地域ぐるみで自転車マナーアップを図る運動を推進しましょう。 ○ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。 ○ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して事例等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。 ○ 交通事故を起こした際の運転者や同乗者などの責任について指導を行いましょう。 ○ 地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけあいましょう。
運転者など	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交差点では、信号を守り一時停止や徐行を確実に行きましょう。 ○ 運転中のスマートフォン等の操作は絶対にやめましょう。 ○ カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、安全運転を心がけましょう。 ○ 悪天候時には自転車の利用を極力控えましょう。 ○ 自転車の点検整備を励行するとともに、ブレーキを外すなどの不正改造は絶対にやめましょう。 ○ 自転車に乗るときは積極的にヘルメットを着用しましょう。 ○ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無理な運転を防止するため、関係機関・団体が連携を密にしましょう。 ○ 各種会合・キャンペーンなどの機会に事故事例を紹介するなど、ゆとりを持った運転を呼びかけましょう。 ○ 交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。 ○ 交差点左折車両に巻き込まれないよう危険予測に努めましょう。 ○ 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配慮した運転に努めましょう。 ○ プロテクター着用の必要性和効果を認識し、正しい着用を習慣づけましょう。

毎月 1 日は『県民交通安全の日』
 毎月 5 日は『チリリン・デー』
 毎月 15 日は『高齢者交通安全の日』
 毎月 30 日は『ゾーン 30 の日』

～夕暮れ時の前照灯 早め点灯 事故防止！～

〈令和3年 時間別発生状況〉 (県警察本部資料)

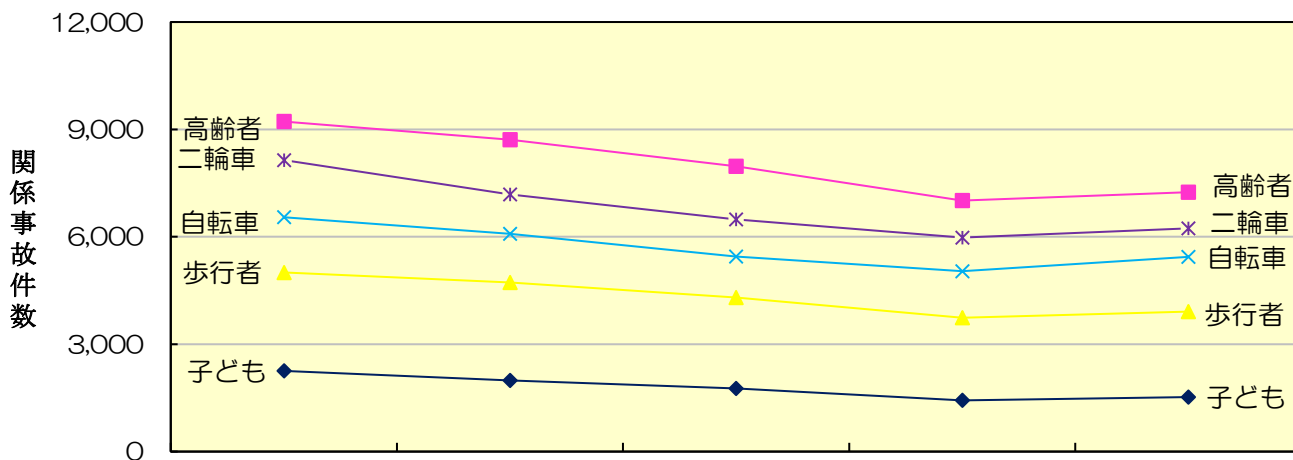


時間帯	6-8	8-10	10-12	12-14	14-16	16-18	18-20	20-22	22-24	0-2	2-4	4-6
発生件数	2,083	3,161	2,753	2,601	2,701	3,187	2,674	1,168	497	226	168	441
死者数	14	13	19	15	11	13	15	8	15	6	0	13

- 夕暮れ時は人身交通事故の多発する時間帯です。
- 前照灯を点灯することにより、周囲から自分の存在を早めに気づいてもらえます。
- 前照灯のスイッチを入れることにより、交通安全意識が高まります。

◇◆◇◆◇ 交通事故発生状況の推移 ◇◆◇◆◇

(県警察本部資料)



	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
子ども	2,254	1,987	1,767	1,430	1,521
高齢者	9,219	8,717	7,967	7,012	7,248
歩行者	5,004	4,727	4,305	3,739	3,911
自転車	6,546	6,086	5,445	5,039	5,438
二輪車	8,143	7,183	6,486	5,978	6,233
全事故	28,540	26,212	23,294	20,630	21,660



神奈川県交通安全シンボルマーク

神奈川県交通安全対策協議会
 神奈川県・市区町村・神奈川県警察
 事務局 神奈川県くらし安全交通課